

騒音の防止の方法変更届出書

年 月 日

平塚市長 殿

住 所

届出者 名称及び
代表者氏名

電話番号

騒音規制法第 8 条第 1 項の規定により、騒音の防止の方法の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			整理番号	
工場又は事業場の所在地			受理年月日	年 月 日
騒音の防止の方法	変 更 前	変 更 後	施設番号	
	別紙のとおり。		審査結果	
			備 考	

- 備考 1 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 2 印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

騒音の処理方法概要書

(単位：デシベル)

発生源で ある特定 施設	特定施設の 種類				
	型式・ 公称能力				
	施設番号				
A発生源での騒音レベル		m dB	m dB	m dB	m dB
騒音 対策 による 減衰 値	B音源対策による減衰	dB	dB	dB	dB
	音源対策の内容				
	C距離減衰	m dB	m dB	m dB	m dB
	D建屋による減衰	dB	dB	dB	dB
	E防音対策による減衰	dB	dB	dB	dB
	防音対策の内容				
	F減衰値合計 B + C + D + E	dB	dB	dB	dB
規制基準が適用される敷地 境界線上の地点の番号又は記号					
G敷地境界線上での騒音レベル予測値 A - F		dB	dB	dB	dB
施設の使用時間		時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分	時 分 ~ 時 分
変更着手予定年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
変更完了予定年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
設置場所					
当該事業所に適用される 規制基準値		【午前8時から午後6時まで】 dB	【午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後11時まで】 dB	【午後11時から午前6時まで】 dB	
区 域 の 区 分		第 種区域(用途地域：)			

(参考) 距離減衰の計算方法(例)

施設の設置場所から直近の敷地境界までの距離(r_2)を求め、次式にあてはめて減衰値を算出してください。

r_1 : 指定施設の発生源での騒音レベル(dB)を測定した際の発生源からの距離(単位 メートル)

r_2 : 指定施設から敷地境界までの距離(単位 メートル)

【騒音】減音量 = $20 \times \log_{10}(r_2 / r_1)$

添付書類一覧

No	内容	添付番号
1	工場・事業場及びその付近の見取り図（案内図など）	
2	敷地内における建物の配置状況（敷地境界線・方位を明記）	
3	特定施設の位置及びその位置から敷地境界線までの距離並びに規制基準が適用される敷地境界線上の地点の番号又は記号を示した図面(特定施設ごとの種類・施設番号等を記載)	
4	特定施設の構造図、仕様書、カタログ（メーカー名・型式・定格出力など能力が分かる資料）	
5	特定施設の発生源での騒音レベルの根拠を明らかにする書類	
6	音源対策、建屋又は防音対策による減衰の根拠を明らかにする書類 （対策工事の施工図・建屋の立面図・防音壁の構造図など）	
7	特定施設に係る操業の系統の概要（用途・作業フロー図など）	
8	会社概要（新規の工場・事業場の場合）	
9	敷地境界線上の現況の騒音の測定値 法令上の測定義務ではありませんが、苦情・事故などに備えて積極的な測定の実施をお願いします。 測定年月日・測定時間・測定者・測定機器（メーカー名・型式）を記載 規制基準が適用される敷地境界線上の地点を測定 施設の使用時間と規制基準の時間帯に応じた時間で測定 例：24時間使用する場合、午前8時から午後6時まで 午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後11時まで 午後11時から午前6時までの各時間帯で測定。	

添付書類の詳細は、事前に環境保全課へご相談ください。

参考事項

資本金	千円	主要製品	
従業員数	人	操業時間	時 分～ 時 分
日本標準産業分類コード		業種（細分類）	
敷地面積	m ²	建物面積	m ²
届出担当者・連絡先等	住所	〒	
	名称		
	部署・担当者名		
	電話番号		
他法令等による 許可・届出の状況	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	不要・未了・完了	
	大気汚染防止法	不要・未了・完了	
	水質汚濁防止法	不要・未了・完了	
	振動規制法	不要・未了・完了	